

国立大学法人九州大学テニュアトラック制に関する規程

令和4年度九大就規第11号

制定：令和4年7月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、優れた教育研究を行う能力及び資質を有する研究者の確保及び育成を推進し、もって九州大学（以下「本学」という。）の教育研究活動の活性化を図ることを目的として実施するテニュアトラック制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テニュア 雇用期間の定めのない教員の身分をいう（九州大学教員の任期に関する規則（平成16年度九大規則第75号）に定める任期制が適用される場合は、再任の回数に限度を規定していない職の教員の身分を含む。）。
- (2) テニュアトラック制 雇用期間（任期を含む。以下同じ。）を定めて雇用した教員について、当該雇用期間が満了するまでにテニュアの付与の可否を判断する審査（以下「テニュア審査」という。）を行う制度をいう。
- (3) テニュアトラック教員 テニュアトラック制が適用されている教員をいう。
- (4) テニュアトラック教員期間 テニュアトラック教員として雇用された日から当該雇用期間が満了するまでの期間をいう。

(雇用制度)

第3条 テニュアトラック教員は、原則として、国立大学法人九州大学有期教員就業規則（平成16年度九大就規第3号）に定める有期教員とする。

2 前項の規定にかかわらず、九州大学教員の人員配置及び選考に関する規程（平成16年度九大規程第32号。以下「人員配置及び選考に関する規程」という。）第2条第2号に定める部局等（以下「部局等」という。）の判断により他の雇用制度による教員とすることも可能とする。

3 前2項の規定にかかわらず、卓越研究員制教員育成計画に基づいてテニュアトラック制が適用される者については、国立大学法人九州大学特定有期教員就業規則（平成18年度九大就規第14号）第3条第2項第6号に定める卓越研究員制教員とする。

4 テニュアの付与を受けた教員（以下「テニュア教員」という。）は、原則として、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第59条に規定する退職手当が支給される雇用制度による教員とする。

(職種)

第4条 テニュアトラック教員の職種は、教授、准教授、講師及び助教とする。

(テニュアトラック教員期間)

第5条 テニュアトラック教員期間は、原則として5年以内とし、テニュアトラック教員毎

に定める。ただし、分野の特性等に応じて部局等の長が特に必要と認める場合は、テニュアトラック教員期間の上限を7年とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、テニュアトラック教員期間の限度となる日は、本学における通算の雇用期間（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条に規定する通算契約期間をいう。）が10年（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項又は大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第7条第1項に該当しない者にあつては5年）となる日とする。

（テニュアトラック教員期間の延長）

第6条 テニュアトラック教員が就業通則第39条に定める育児休業若しくは第40条に定める介護休業又は国立大学法人九州大学女性職員の保護措置に関する規程（平成16年就規第25号）第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による産前産後休業を取得した場合、当該教員が所属する部局等の長と当該教員の合意の上、当該休業の通算期間の範囲内でテニュアトラック教員期間を延長することができる。ただし、延長できる期間は、前条第2項に定める通算の雇用期間の限度までとする。

（選考）

第7条 テニュアトラック教員候補者の選考は、人員配置及び選考に関する規程に基づき部局等において行う。

- 2 テニュアトラック教員候補者の選考にあたっては、事前に、部局等においてテニュアトラック教員期間満了後のテニュア教員の人員確保を含めた採用計画を策定する。

（テニュア審査）

第8条 部局等は、部局等に設置する審査委員会においてテニュア審査を実施し、当該審査結果をテニュアトラック教員期間が満了する6月前までにテニュアトラック教員に通知する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、テニュア審査を実施しないこととし、当該教員はテニュアトラック教員期間満了と同時に退職する。

- (1) テニュアトラック教員がテニュア審査を辞退した場合
- (2) テニュアトラック教員が審査に必要な書類を部局等において定めた提出期限までに提出しなかった場合

- 2 テニュア審査は、部局等において次に掲げる事項を定めて行う。

- (1) 審査委員会委員の構成
- (2) 審査時期
- (3) 審査書類
- (4) 審査方法
- (5) 審査項目
- (6) 不服申立てにかかる手続き
- (7) その他部局等において必要とする事項

- 3 テニュア審査における評価は、部局等で定める評価基準により、テニュアトラック教員

期間中の業績等を総合的に評価し、絶対評価により行うものとする。

(テニユアの付与)

第9条 テニユア審査により部局等においてテニユアの付与が可とされたときは、部局等は、テニユア教員の人員を確保した上で、教員候補者として総長に推薦する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、テニユアトラック制に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。